

事後評価結果について

農村振興局

平成 2 1 年 3 月 3 日

農林水産省

地域バイオマス利活用交付金ソフト事業の事後評価結果

平成20年度の事後評価対象地区は平成19年度に事業を完了した51地区。(平成18～19年度の2ヶ年実施:1地区、平成19年度の単年実施:50地区)

1. 目標の種類別目標達成状況

- (1) 大部分の目標が達成され、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想実現のための利活用システムの構築等が実施されている。
- (2) 目標未達成の地区は1地区のみ。バイオエタノール製造の実証実験機器の不具合により、実証試験の日数が不足し、製造目標量に達しなかったことが原因。そのため、実証試験後に実施する予定であった製造規模拡大の可能性の検証等ができなかった。
- (その後の取組により、現時点においては目標達成済みである。)

事業年度	目標の種類	評価対象地区数	目標達成した地区	
			地区数	割合(%)
平.18 ～ 19	バイオマスタウン構想へのステップアップ年度			
	バイオマスタウン構想の実現・実践状況	1	1	100
平.19	バイオマスタウン構想へのステップアップ年度	22	22	100
	バイオマスタウン構想の実現・実践状況	28	27	96
	合計	51	50	98

※目標の種類:

○バイオマスタウン構想へのステップアップ年度:「期間内にバイオマスタウン構想が策定できたか」

○バイオマスタウン構想の実現・実践状況:「バイオマスタウン構想に記載された取組を実行できたか」

2. 事業実施主体別の目標及び個別成果指標の達成状況

(1) ソフト事業においては、事業実施計画において、目標の達成に向けて行う個別の事業内容及びその事業項目ごとの具体的な達成目標(個別成果指標)を設定し事業を実施。事後評価においてはこれらの個別成果指標の達成状況についてもあわせて評価。

(2) 目標は51地区中50地区と大部分の地区で達成されている。また、個別成果指標も51地区中47地区とほとんどの地区で達成されている状況。

(3) 目標が未達成の事業主体は市町村が認める法人の1地区であり、未達成の原因は以下のとおり。

「バイオエタノール製造の実証実験機器の不具合により、事業実施期間内における実証試験日数が不足し、製造量が目標量に達しなかったため、製造規模の拡大の可能性等について検証できなかった。その後、目標量のバイオエタノールを製造し各種検討を実施。目標は達成。」

(4) 個別成果指標が一部未達成の地区は、市町村が事業実施主体の地区が2地区、市町村が認める法人が事業実施主体の地区が2地区の合計4地区。未達成の原因は以下のとおり。

「機器の導入時期が遅れたこと等により堆肥の処理量等が成果指標を下回った。」

「廃食用油の回収が効率的に実施できなかったことにより回収率が成果指標を下回った。」

事業実施主体	評価対象地区数	目標達成した地区		個別成果指標を全て達成した地区		達成された成果指標の数	
		地区数	割合(%)	地区数	割合(%)	達成数(成果指標数)	割合(%)
市町村	45	45	100	43	96	144(146)	99
農林漁業者の組織する団体等	2	2	100	2	100	2(2)	100
バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人(民間企業)	4	3	75	2	100	8(12)	67
合計	51	50	98	47	92	154(160)	96

【参考】目標及び個別成果指標の例(茨城県牛久市)

○目標: バイオマスタウン構想へのステップアップ年度(バイオマスタウン構想の策定)

- ・廃棄物系及び未利用系バイオマス賦存量の把握を行うため市内事業者(170社)にアンケート調査を実施し廃食用油の賦存量を調査
- ・バイオマスタウン構想実現への合意形成を図るため、説明会、講演会等を通じて地域住民(100人以上)との直接対話を実施
- ・バイオマスタウン構想の実現に向けて、事業概要のチラシの配布(1万部)、広報誌への掲載・回覧(全戸)によりバイオマスタウン構想案を周知
- ・技術的にも地域的にも無理のないバイオマスタウン構想を策定するため、市役所、地元NPO、農業者であるJA、バイオマス利活用の専門家等からなる検討会を実施(2回)

3. 改善計画の提出及び実施状況

平成21年1月末日時点で個別成果指標が未達成であった4地区が改善計画を提出し、このうち改善済み(目標達成済み)の地区が 1地区、21年3月までに改善予定地区が3地区となっており、今年度中にすべての地区で目標及び個別成果指標を達成される見込みである。

	目標及び 個別成果指標 未達成地区数	目標のみ 未達成地区数	個別成果指標のみ 未達成地区数	合計
市町村	0	0	2	2
上記以外の 事業実施主体	1	0	1	2

	改善計画 提出済地区数	改善計画実施済地区数 (目標達成済)	改善計画提出 指導中地区数
市町村	2	0	2
上記以外の 事業実施主体	2	1	1

【参考】改善計画の例(広島県庄原市;事業実施主体:㈱ジュオン)

○目標:バイオマスタウン構想の実現・実践状況(地域の木質バイオマスをバイオエタノールの原料として利活用するための実証試験の実施)

○個別成果指標:バイオエタノールの試験製造量(40㍓)

・バイオエタノール製造の実証実験機器の不具合により、事業実施期間内における実証試験日数が不足し、製造量が目標量に達しなかったため、製造規模の拡大の可能性等について検証できなかった(目標及び個別成果指標とも未達成)。

○改善計画:事業実施期間後の試験計画及び取組推進のための検討計画等を作成。(その後計画通り実証試験が行われ、現時点で目標及び個別成果指標とも達成している状況。引き続き構想実現のため自治体と連携して取組を推進中。)

(参考) 目標別の主な事業内容

主な事業内容	平. 18～19		平. 19	
	バイオマスタウン 構想へのステップ アップ年度 (0地区)	バイオマスタウン 構想の実現・実 践状況 (1地区)	バイオマスタウン 構想へのステップ アップ年度 (22地区)	バイオマスタウン 構想の実現・実 践状況 (28地区)
ペレットストーブ、BD F機器等の設置	0	1	0	10
生ごみたい肥化等の 技術実証試験	0	0	1	11
啓発普及パンフレット 作成	0	1	8	7
シンポジウム、説明 会の開催	0	1	5	8
推進協議会の開催	0	0	18	11
先進地視察	0	0	6	4
たい肥利用アンケート 調査、BDF成分分析 等の調査・試験関係	0	1	4	9
バイオマス賦存量調 査	0	0	15	1
その他(マニュアルの 作成等)	0	0	10	7
合計	0	4	67	69

バイオマスの環づくり交付金(ハード事業)の事後評価結果 (地域モデルの実証、新技術等の実証)

1. 事業メニュー毎の実施状況・目標達成状況

○ バイオマスの環づくり交付金ハード事業において、平成18年度中に事業が完了した18地区が平成20年度の事後評価対象地区となる。

〔 ・平成17年度～18年度に事業を実施した地区 9地区
 ・平成18年度に事業を実施 9地区 合計18地区 〕

○ 事後評価年度において目標を達成している地区は新技術等の実証メニューで平成18年度に事業を実施した1地区のみの状況。

○ 18地区の目標達成状況(バイオマスの利用)について見ると、施設稼働1年目にもかかわらず目標値の達成率が70%を超える地区が5地区存在する一方で、10地区が50%未満と達成率が低い状況。今後、目標未達成の地区については、改善計画の策定等により強力に取り組むを推進していくことが必要。

事業年度	事業メニュー	評価対象地区数	目標達成地区数※1 (達成率100%)	目標達成状況(利用)※2		
				目標値達成率 70%超	目標値達成率 50-70%	目標値達成率 50%未満
平成17年度 ～18年度	地域モデル の実証	3		1		2
	新技術等 の実証	6		1	2	3
平成18年度	地域モデル の実証	5		2	1	2
	新技術等 の実証	4	1	1		3
	合計	18	1	5	3	10

※1 事業メニューにおける具体的目標

○地域モデルの実証:①変換施設におけるバイオマス利用量②変換後の成果物量

○新技術等の実証:施設の処理能力と発電(生産)能力

「目標達成」については各事業メニューとも目標数値(地域モデルの実証では2つの数値目標とも)を100%達成していることが必要

※2 目標達成状況については「地域モデルの実証:①変換施設におけるバイオマス利用量」及び「新技術等の実証:施設の処理能力」を用いてバイオマスの利用状況を整理

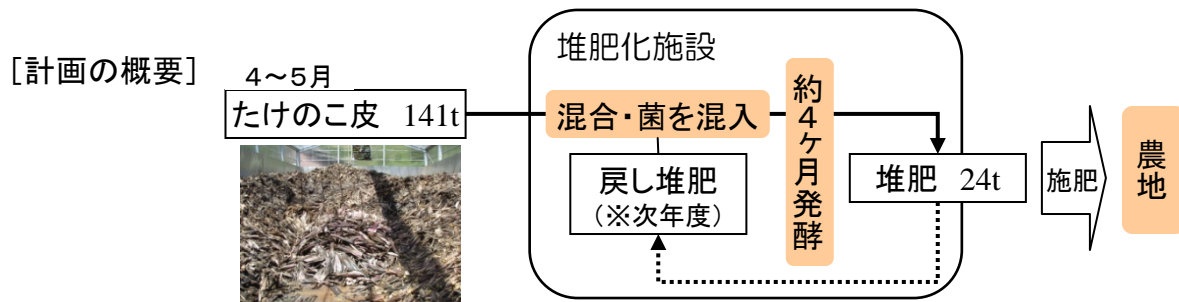
2. 事業実施主体別の目標の達成状況

- 平成18年度事業完了地区においては民間事業者が事業実施主体となっている取組が多く、自治体が単独で取組を行っている地区は1地区のみ。
- 目標を達成している地区は、民間事業者等が取組を実施している1地区のみとなっている。

事業実施主体	評価対象地区数	目標達成地区数	目標達成状況（利用）		
			目標値達成率 70%超	目標値達成率 50-70%	目標値達成率 50%未満
市町村	1				1
市町村、 民間事業者等	2		1		1
民間事業者等	15	1	4	3	8
	18	1	5	3	10

【参考】目標を達成している地区事例(福岡県立花町)

- ・取組内容: 食品加工残さである「たけのこ皮」を堆肥化し農地への還元を図る
- ・事業メニュー: 新技術等の実証、堆肥化施設の整備
- ・事業実施主体: (株)主計物産
- ・事業目標: 堆肥化施設の処理能力 たけのこ皮141ト/年(堆肥生産24ト/年)
- ・目標の達成状況(平成19年度): たけのこ皮141トを原料に15トの堆肥を生産(堆肥生産量が少ないのは水分量調整によるもの。たけのこ皮全量を堆肥化しており 生産量についても目標達成していると見なされる)。今後、施用する作物に応じて、水分量等の調整を図るなど本格的な生産に向けて品質を確保していく計画。



3-1. バイオマス種類別の目標達成状況

- 平成18年度事業完了地区の大部分が廃棄物系バイオマスを活用。その中でも食品廃棄物、農林水産物残さ、焼酎かすの活用については複数の地区で取組を実施。
- 事後評価時点で目標が達成されている地区は、農林水産物残さを活用している地区(タケノコ残さの堆肥化)。
- 生ゴミ、農林水産物残さ、焼酎かすおよび資源作物(さとうきび)の活用を図っている地区においては事後評価時点で概ね50%以上のバイオマスの収集ができている状況。一方で、家畜排せつ物、食品廃棄物、廃食用油の活用を図る地区ではバイオマスの収集もすべての地区が50%未満と低くなっている状況。食品廃棄物の形態(水分量)が想定とは異なっていたことによる機械の不具合による事業着手の遅れのほか、食品廃棄物の分別収集に対する協力が十分得られていないなど取組の遅れもあったところ。

バイオマスの種類	評価対象地区数	目標達成地区数	目標達成状況(利用)		
			目標値達成率 70%超	目標値達成率 50-70%	目標値達成率 50%未満
廃棄物系バイオマス	16	1	4	3	9
(家畜排せつ物)	1				1
(食品廃棄物)	4				4
(生ゴミ)	1		1		
(廃食用油)	1				1
(農林水産物残さ)	4	1	2	1	1
(焼酎かす)	3		1	2	
(家畜排せつ物・汚泥)	1				1
(焼酎かす・木くず)	1				1
廃棄物系・未利用バイオマス	1	0	0	0	1
(家畜排せつ物・ <u>糞</u> がら)	1				1
資源作物	1	0	1	0	0
(さとうきび)	1		1		

3-2. バイオマス変換の取組別の目標達成状況

- 利活用の取組としては単独施設の整備が多い(14地区)が、複数の施設を整備する取組も存在(4地区)。
- 取組の種類としては堆肥化施設の整備が多い状況(単独:8地区, 複合1地区)。また、飼料化の取組も5地区で実施(単独2地区, 複合3地区)。
- 目標を達成している地区は堆肥化の取組を実施している1地区のみとなっている。
- 事後評価時点でバイオマスの収集について目標値の70%を達成している地区は、堆肥化の取組で3地区、バイオエタノール製造の取組で1地区、焼酎かすの飼料化及びエタノールの回収の取組で1地区の計5地区となっている。

利活用取組		評価対象 地区数	目標達成 地区数	目標達成状況(利用)		
				目標値 達成率 70%超	目標値 達成率 50-70%	目標値 達成率 50%未満
単 独 の 取 組	堆肥化	8	1	3	1	4
	飼料化	2				2
	バイオディーゼル燃料製造	1				1
	バイオエタノール製造	1		1		
	炭化	1				1
	凍結防止剤製造	1				1
複 合 し た 取 組	堆肥化・ 固形燃料化	1				1
	飼料化・ エタノール回収	2		1	1	
	飼料化・ メタン発酵	1			1	
合 計		18	1	5	3	10

4. 事業メニュー毎の目標未達成の理由、今後の取組等

○ 事後評価時点において目標数値に到達できなかった理由はおおむね以下の3つに区分されるところ。

① バイオマス発生量が減少…6地区

(異常気象により農作物生産量が減少した、販売状況等を踏まえ焼酎生産量を減産した等)

② 施設稼働開始時期の遅れ…9地区

(機械に不具合が生じ施設の安定稼働まで時間を要した、法手続きが遅れた等)

③ バイオマス利活用の取組の遅れ…2地区

(バイオマス供給予定の農家の完全な協力が得られず計画量の一部しか搬入されなかった、変換物の販売先が確保できなかったためバイオマスの搬入を抑制)

◎ 目標が未達成となっている地区については、全地区において、バイオマス発生量の減少、取組の遅れ等の課題を解決すべく改善計画を作成し、目標達成に向けた取組を推進していくこととなっているところ。国においても、施設稼働後5年間提出する運営状況報告によりその取組状況を確認し、目標達成状況に応じた指導を行っていく計画。なお、事後評価時点で目標達成の見込みがないと評価された地区はなかった。

事業年度	事業メニュー	評価対象地区数	目標未達成地区数	目標未達成の理由		
				① バイオマス発生量の減少 (異常気象による農作物生産量の減少等)	② 施設稼働開始時期の遅れ (機械の不具合、法手続きの遅れ等)	③ 取組の遅れ (利用先が確保できず搬入を抑制等)
平成17年度 ～18年度	地域モデルの実証	3	3	1	1	1
	新技術等の実証	6	6	1	5	
平成18年度	地域モデルの実証	5	5	2	2	1
	新技術等の実証	4	3	2	1	
	合計	18	17	6	9	2

(参考)改善計画による取組事例(平成19年度事後評価地区)

◆平成19年度事後評価結果(事業実施主体:岐阜県多治見市)

- ・取組内容:一般家庭から出る生ゴミや給食センター等から発生する食品残さを堆肥化し農地への還元を図るとともに、回収した廃食用油を原料にバイオディーゼル燃料を製造し、食品残さ回収用の自動車の燃料として活用を図る。
- ・事業メニュー:地域モデルの実証、堆肥化及びバイオディーゼル燃料製造施設の整備
- ・事業目標:①バイオマスの利用量 食品残さ等225t/年、廃食用油27千ℓ/年
②変換後の成果物量 堆肥70t/年、バイオディーゼル燃料27千ℓ/年
- ・目標の達成状況(平成18年度):以下の通り、食品残さ等の堆肥化について未達成
①食品残さ等113t(50%)、廃食用油33千ℓ(122%)を利用
②堆肥45t(64%)、バイオディーゼル燃料32千ℓ(119%)を生産

◆改善計画:

(目標未達成の原因)

生ゴミ、食品残さの堆肥化の取組においては、発生する生ゴミ類について堆肥化できるものできないものについて分別の徹底を図ることが必要。平成18年度は分別が徹底されず目標の回収量が確保できなかった状況。

(改善方針)

- ・食品残さ等の分別収集について啓発活動を行うとともに収集体制を充実
- ・あわせて、食品残さの回収を行う施設を追加するなど、回収量の増加を図る
- ・各家庭が本取組に参加することの意義を過年度の取組事例(優良事例)をもとにPR

◆平成20年度運営状況報告(取組の改善状況):

平成19年度は、生ゴミの分別収集のPR、食品残さ回収施設の追加等を行ったことにより回収率が9%上昇。堆肥については過年度原料を含めて堆肥化したため、目標量を上回る生産量を確保。引き続き食品残さ等の回収率を上げるため改善計画に基づき住民等への啓発活動等を実施する。

- ①食品残さ等132t(59%)、廃食用油30千ℓ(110%)
- ②堆肥88t(126%)、バイオディーゼル燃料30千ℓ(110%)



(参考)都道府県別の目標の達成状況

事業実施主体	評価対象 地区数	目標達成 地区数	目標達成状況（収集）		
			目標値 達成率 70%超	目標値 達成率 50-70%	目標値 達成率 50%未満
北海道	2		1	1	
青森県	1				1
岩手県	1				1
宮城県	1				1
山形県	1				1
栃木県	1				1
千葉県	1				1
神奈川県	1				1
新潟県	1				1
島根県	1				1
福岡県	1	1	1		
大分県	1		1		
宮崎県	1		1		
鹿児島県	3			2	1
沖縄県	1		1		
合計	18	1	5	3	10

バイオマスの環づくり交付金 地域バイオマス利活用交付金

○地域におけるバイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組を交付金により支援

地域提案による事業内容も実施可能とする等、地域における創意工夫を凝らした主体的な取組を推進

【ソフト支援】

バイオマスタウン構想への支援

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築を実現。

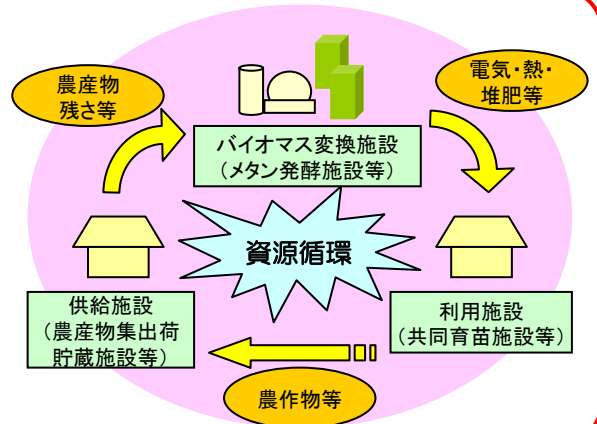
バイオマスタウン構想策定

バイオマスタウン構想実現のための総合的利活用システムの構築

【ハード支援】

バイオマス関連施設の整備

地域の自主性に基づき、バイオマス変換施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等、バイオマスの円滑な利活用に関連する施設を一体的に整備することにより、総合的な利活用システムを実現。



「バイオマス・ニッポン総合戦略」の強力な推進 ～バイオマスタウン構想の実現～

バイオマスタウンの実現

地域の関係者の連携

市町村
+
NPO、農協、事業者団体、
地方大学等

バイオマス利活用の中期的方針
(バイオマスタウン構想書)作成

農林水産省
+
関係府省

地域の取組に対し
情報の共有と連携

地域におけるバイオマスの
効率的な利活用を実現



～ 事業体系の変遷 ～

バイオマスの環づくり交付金、地域バイオマス利活用交付金

H17年度に交付金化（バイオマスの環づくり交付金）。交付金化に伴い、事業メニューを「バイオマス・ニッポン総合戦略」に沿って創設・再編。

平成17年度

バイオマスの環づくり交付金

○バイオマスの利活用の推進(ソフト事業)

- ①地域関係者へのバイオマス利活用の理解醸成
- ②バイオマス利活用計画の策定
- ③バイオマスの種類に応じた利活用対策
- ④バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
- ⑤バイオマスの変換技術支援
- ⑥資源作物の実用化試験
- ⑦バイオマス由来製品・エネルギー利用機器の導入
- ⑧バイオマスタウン構想支援

○バイオマスの利活用に必要な施設の整備(ハード事業)

- ①地域モデルの実証
- ②新技術等の実証

ソフト事業において、H18年度の税源移譲に伴い、「バイオマスタウン構想」の推進に係る事業メニュー以外は、全て廃止。

平成18年度

バイオマスの環づくり交付金

○バイオマスの利活用の推進(ソフト事業)

- ①バイオマスタウン構想の策定
- ②バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

○バイオマスの利活用に必要な施設の整備(ハード事業)

- ①地域モデルの実証
- ②新技術等の実証

H18年3月に閣議決定された新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏まえ地域の主体的なバイオマス利活用の取組を推進するため、「地域バイオマス利活用交付金」として再編

平成19年度

地域バイオマス利活用交付金

○バイオマスの利活用の推進(ソフト事業)

- ①バイオマスタウン構想の策定
- ②バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

○バイオマスの利活用に必要な施設の整備(ハード事業)

- ①地域モデルの実証
- ②新技術等の実証

バイオマスの環づくり交付金及び地域バイオマス利活用交付金における 具体的な目標、事業メニュー及びその内容等について

【ソフト事業】（平成17、18、19年度）

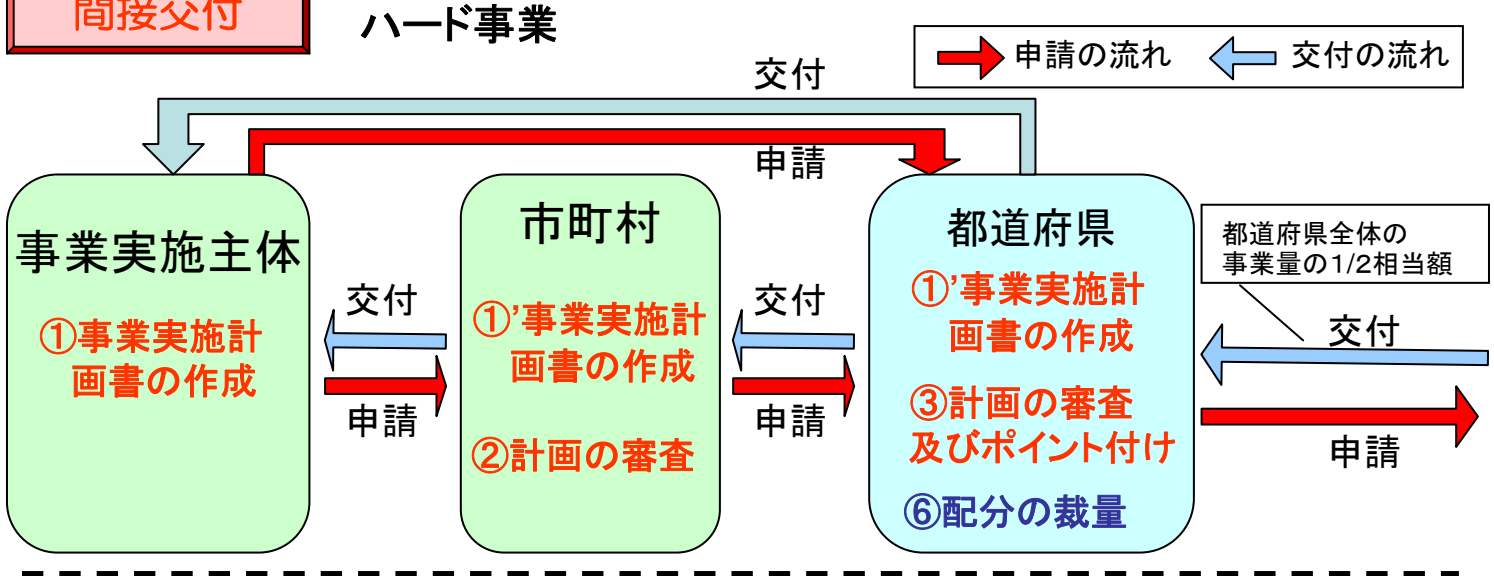
目 標	事業メニュー	採択要件
バイオマスタウン構想へのステップアップ年度	<p>1 バイオマスの利活用の推進</p> <p>(1) バイオマスタウン構想の策定支援 バイオマス資源の総合的利活用を推進するためのバイオマスタウン構想策定に必要な事業の実施</p>	<p>1 バイオマスタウン構想が事業実施期間中に確実に策定されると見込まれること。</p> <p>2 バイオマスタウン構想に目標、効果等が明記されると見込まれること。</p>
バイオマスタウン構想の実現・実践状況	<p>(2) バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援 バイオマスタウン構想に沿って市町村が主体的にバイオマスの利活用促進に取り組む場合に、バイオマスの発生から利用までを効率的に循環させるのに必要な事業の実施</p>	<p>1 バイオマスタウン構想が公表されていること。</p> <p>2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。</p>

【ハード事業】（平成17、18、19年度）

目 標	事業メニュー	採択要件
<p>施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量</p>	<p>1 バイオマスの利活用に必要な施設の整備 (1) 地域モデルの実証 事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等（これらの附帯施設を含む。）を一体的に整備することにより、地域における効果的なバイオマス利活用を図る</p>	<p>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。 2 地域で発生し、利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合（廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上）に相当するバイオマス量の利活用が図られること。</p>
<p>施設における計画値(処理能力と発電(生産)能力)</p>	<p>(2) 新技術等の実証 事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要な新技術等を活用したバイオマス変換施設（これらの附帯施設を含む。）をモデル的に整備する</p>	<p>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。 2 バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備するものであること。</p>

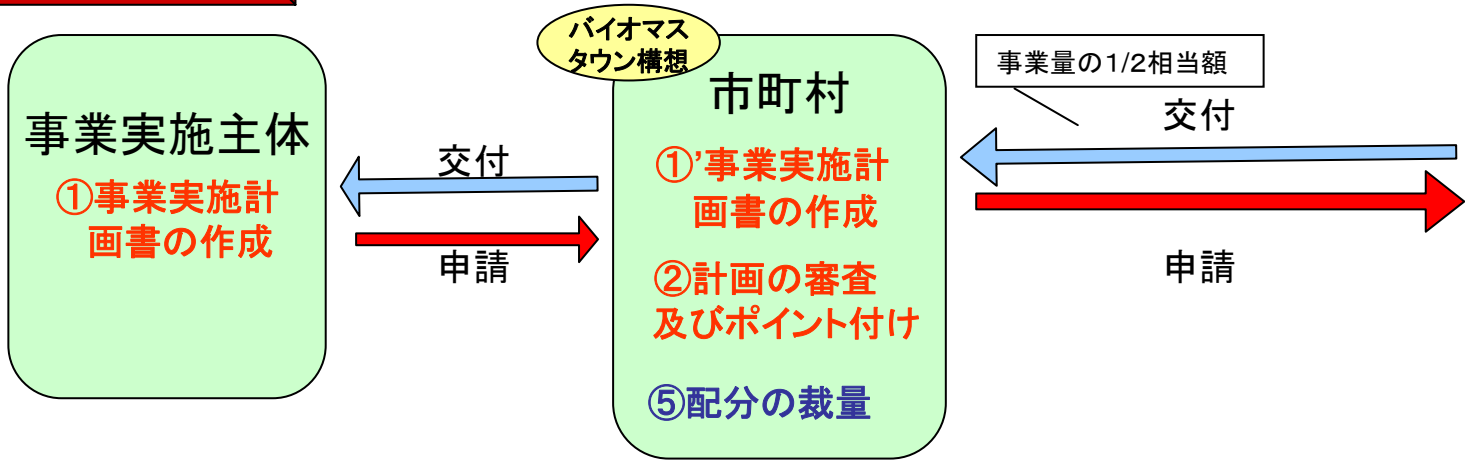
バイオマスの環づくり交付金及び地域バイオマス利活用交付金の手続き

間接交付



直接交付

ソフト事業(全ての事業が市町村に直接交付)
ハード事業(バイオマスタウン市町村が直接交付を選択した場合)



「バイオマスの環づくり交付金」、「地域バイオマス利活用交付金」
事業実施に当たっての評価項目及びポイント付け（ソフト事業）

評価項目及びポイント（平成17年度）	ポイント
次の1～8のポイントの合計により算出する。	
1 地域におけるバイオマスの利用の推進についての目標が明示され、その達成が確実と見込めること	2
2 地域のバイオマス資源の特性に応じた利活用の推進であること	1
3 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと	1
4 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れるものであること	1
5 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたって地域の一体的なシステム構築が確実と見込めること	2
6 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図るものであること	1
7 未利用バイオマス資源又は資源作物への取組であること	1
8 大学、都道府県試験研究機関等、専門的知識を持った者の指導が期待できること	1

評価項目及びポイント（平成18、19年度）	ポイント
次の1～9のポイントの合計により算出する。	
1 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと	1
2 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れるものであること	1
3 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図るものであること	1
4 資源作物への取組が含まれていること	1
5 大学、都道府県試験研究機関等、専門的知識を持った者の指導が期待できること	1
6 バイオマスタウン構想が廃棄物系バイオマス90%以上かつ未利用バイオマス40%の利活用を目標としてい ること。又は目標としたバイオマスタウン構想が確実に策定されると見込めること	1
7 バイオマスタウン構想に位置づけられた地域の企業等の独自の技術等を利用する取り組みであること。又は位置づけられたバイオマスタウン構想に当該技術が確実に位置づけられること	1
8 バイオマスタウン構想の実現により、地域の雇用等が促進され、地域経済等の活性化が期待できるものであること	1
9 事業実施計画が「地域再生法（平成17年法律第24号）」第5条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること（同時に該当する場合においても0.5ポイントとする）（平成19年度のみ）	0.5

「バイオマスの環づくり交付金」、「地域バイオマス利活用交付金」
事業実施に当たっての評価項目及びポイント付け（ハード事業）

評価項目及びポイント（平成17、18年度）	ポイント
次の1～9のポイントの合計により算出する。	
1 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること	2
2 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
3 収集・運搬コストを要する一般廃棄物を対象に含む施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
4 バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、リサイクル製品の品質を安定させるための工夫がとられていること	1
5 未利用バイオマス資源を利活用する施設であること	1
6 資源作物を利活用する施設であること	1
7 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること	1
8 施設運営に当たって地域における関係者の協力体制ができていること	1
9 施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること	1

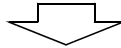
評価項目及びポイント（平成19年度）	ポイント
次の1～10のポイントの合計により算出する。	
1 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること	2
2 バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られていること	1
3 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
4 収集・運搬コストを要する一般廃棄物を対象に含む施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
5 バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、リサイクル製品の品質を安定させるための工夫がとられていること	1
6 未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること	1
7 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること	1
8 施設運営に当たって地域における関係者の協力体制ができており、役割分担が明確になっていること	1
9 施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること	0.5
10 事業実施計画が「地域再生法（平成17年法律第24号）」第5条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること（同時に該当する場合においても0.5ポイントとする）	0.5

「バイオマスの環づくり交付金及び地域バイオマス利活用交付金」 事後評価と評価後の措置

1 事後評価の基本的な流れ

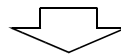
(1) 目標の設定

事業実施計画の策定主体（計画主体又は事業実施主体）は、事業メニューに応じて、数値目標を設定。



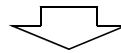
(2) 事後評価の実施・提出

事業実施計画の策定主体は、事業完了後（ソフト事業は翌年度、ハード事業は翌々年度）、目標の達成状況について自己評価を行い、都道府県に提出（ただし、直接交付の場合は、国に提出）。



(3) 都道府県知事の点検評価

事後評価の提出を受けた都道府県は、事業実施計画の策定主体の自己評価を点検評価し、国に報告。



(4) 評価結果の取りまとめ

国は、都道府県又は市町村から提出された内容を点検し、事業の実施状況報告と併せ、目標の達成度等の評価を実施。また、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめる。

2 評価後の措置

評価結果

→

国：①事後評価の公表

②次年度以降の適正な事業の執行及び交付金の配分に反映



目標未達成の事業実施計画の策定主体：

未達成の要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成、都道府県に提出（ただし、直接交付の場合は、国に提出）



都道府県：

提出を受けた改善計画に、自らの所見を付して国に提出

当該事業実施計画の策定主体に対して目標の達成に向けた指導等の措置



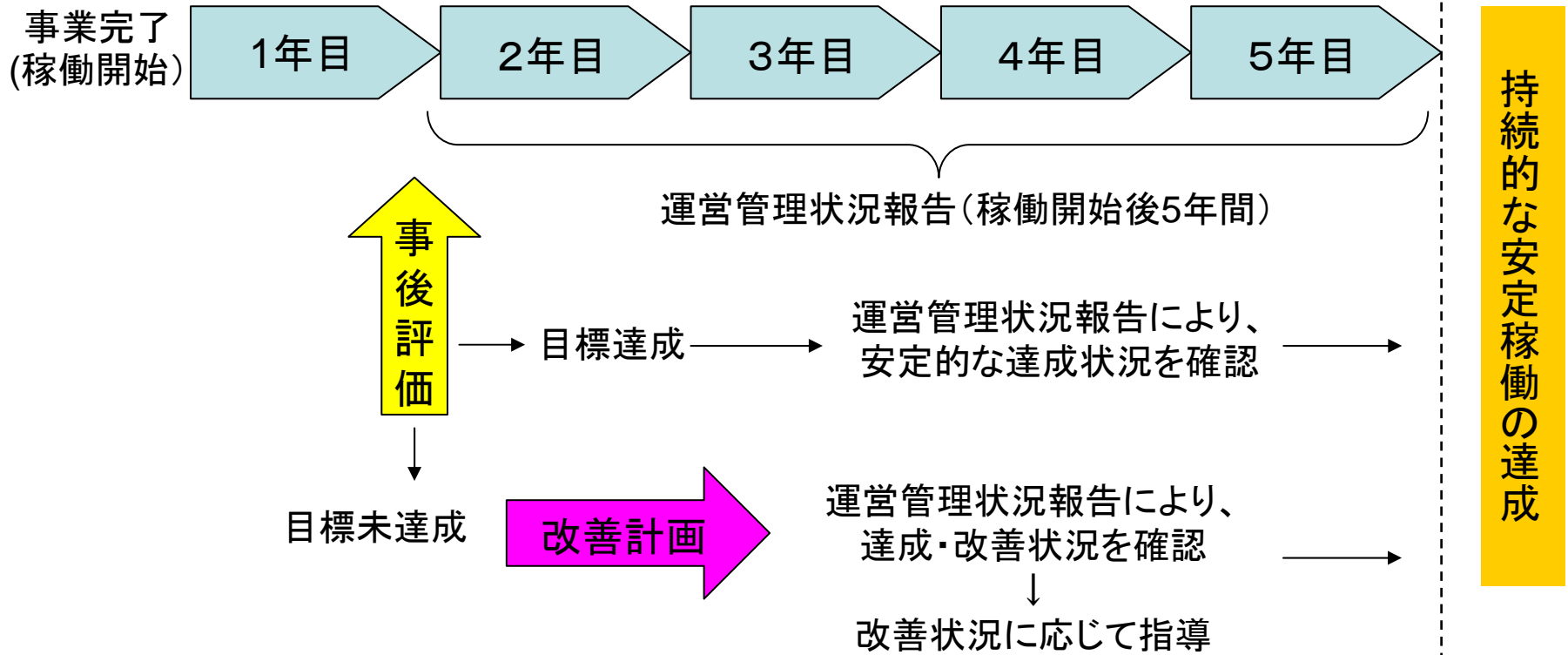
国：特に目標達成が見込まれない事業実施計画の策定主体及び都道府県に対して 目標達成に向けた指導等の措置

都道府県知事は改善が見込まれるまでの当分の間、当該事業実施主体における交付金の交付を見合わせることにする。（経済的事情の著しい変化等事業実施主体の責に帰せない場合を除く）

事後評価について【ハード事業】

- ・事業完了年度の翌々年度に、前年度の目標達成状況についての事後評価。
- ・目標達成の確定をしていない地区については、目標達成に向けた改善計画を作成し、その実現に向けて取組。
- ・運営管理状況報告により、改善状況を確認し、適切な指導を実施。

○事後評価の流れ



目標の設定イメージについて (の部分が評価対象)

ソフト事業

目標: ○バイオスタウン構想へのステップアップ年度
○バイオスタウン構想の実現・実践状況

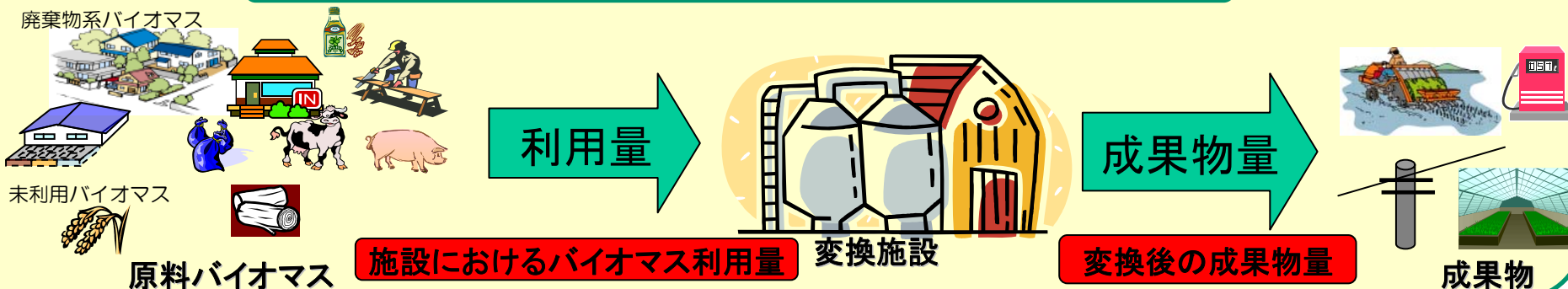
目標を達成するために実施する事業項目毎に
個別成果指標を設定

○バイオスタウン構想が策定できたか
○バイオスタウン構想に記載された取組を
実行できたか

設定した個別成果指標が達成できたか

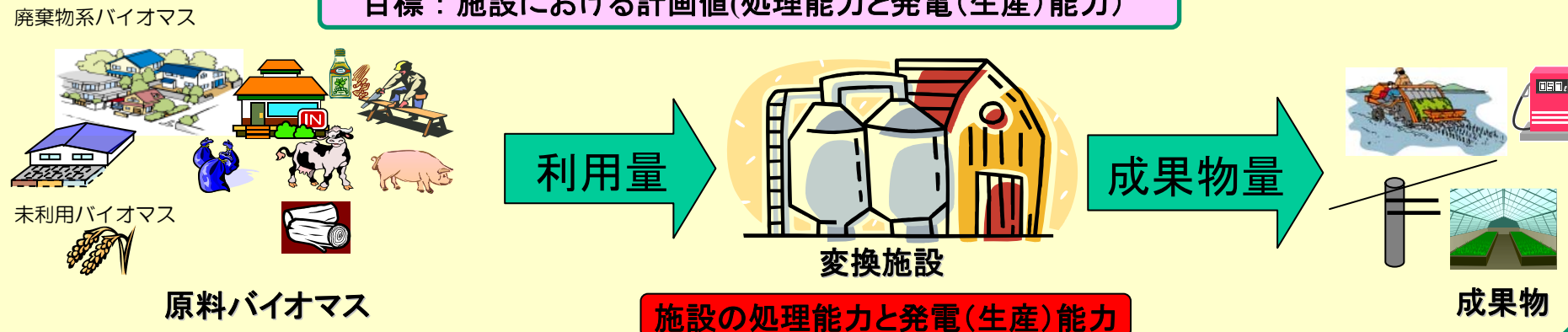
ハード事業 (地域モデルの実証)

目標: 施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量



ハード事業 (新技術等の実証)

目標: 施設における計画値(処理能力と発電(生産)能力)



(参考：年度毎の事業説明資料)

バイオマスの環づくり交付金（平成17年度）

1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

2 交付対象事業の内容

(1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

- ① 地域関係者へのバイオマス利活用の理解醸成
- ② バイオマス利活用計画の策定
- ③ バイオマスの種類に応じた利活用対策
- ④ バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
- ⑤ バイオマスの変換技術支援
- ⑥ 資源作物の実用化試験
- ⑦ バイオマス由来製品・エネルギー利用機器の導入
- ⑧ バイオマスタウン構想支援

(2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

3 事業実施主体

(1) ソフト支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、営農集団、民間事業者等

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

6 平成17年度概算決定額 14,381百万円

バイオマスの環づくり交付金（平成18年度）

1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、地方大学等地域の知的・人的資源を活用した多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

2 交付対象事業の内容

(1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

- ① バイオマスタウン構想の策定
- ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

(2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

3 事業実施主体

(1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

4 交付率 定額

5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

6 平成18年度概算決定額 13,729(14,381)百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]

地域バイオマス利活用交付金(平成19年度)

1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、地方大学等地域の知的・人的資源を活用した多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

2 交付対象事業の内容

(1) ソフト支援(地域バイオマス利活用推進交付金)

- ① バイオマスタウン構想の策定
- ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

(2) ハード支援(地域バイオマス利活用整備交付金)

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

3 事業実施主体

(1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

4 交付率 定額

5 平成19年度概算決定額

14,346(0)百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]

元気な地域づくり交付金の事後評価結果

1. 地方農政局別の目標達成状況

平成17年度に計画を策定し、平成19年度に計画期間が満了した元気な地域づくり計画が今年度の事後評価対象計画となる。

事後評価の結果、大部分の計画が目標(成果指標)を達成している。

農政局名	評価対象計画数	目標を達成した計画数	達成計画の割合(%)
北海道	16	12	75.0%
東北	46	36	78.3%
関東	55	44	80.0%
北陸	29	24	82.8%
東海	10	7	70.0%
近畿	41	39	95.1%
中国四国	54	44	81.5%
九州	31	25	80.6%
沖縄	6	5	83.3%
全国	288	236	81.9%

2. 事業目的別の達成状況

評価対象計画の事業目的としては、きめの細かい生産基盤の整備・保全等を支援する「農業生産の基盤の整備」が約6割を占めている。

大部分の事業目的において、目標(成果指標)がほとんど達成されている。しかし、中山間地域等の振興(ハード)で達成率が低くなっている。

区分	事業目的名	評価対象 計画数	目標を達成 した計画数	達成計画 の割合(%)
ソフト	農村の振興	21	16	76.2%
	GT・都市農業の振興	65	52	80.0%
	農業生産の基盤の整備	63	55	87.3%
	中山間地域等の振興	8	7	87.5%
ハード	農村の振興	1	1	100.0%
	GT・都市農業の振興	9	8	88.9%
	農業生産の基盤の整備	138	123	89.1%
	中山間地域等の振興	20	10	50.0%
合 計		325	272	83.7%

*) 1計画で複数の事業目的を行っており、計画数と一致しない場合がある。

3. 目標(成果指標)別の達成状況

すべての目標(成果指標)でおおむね達成している状況である。
しかし、地域産物の販売額の増加率で達成率が低くなっている。

	目的	成果指標	区分	評価対象計画数	目標を達成した計画数	達成計画の割合(%)
必須指標	農村の振興	事業を契機とした地域活動数	ソフト	19	16	84.2%
		コミュニティビジネスの活動数の増加、販売額等の増加率		2	1	50.0%
		地域の情報受信量	ハード	-	-	-
		農村景観に関する活動数		-	-	-
	GT・都市農業の振興	農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加率	共通	28	25	89.3%
		都市農山漁村交流施設等における滞在者数の増加率		34	32	94.1%
		都市農地の利活用面積の増加		20	17	85.0%
	農業生産の基盤の整備	遊休農地の解消等の面積	ソフト	21	19	90.5%
		担い手への農地利用集積率等の増加分		36	31	86.1%
		環境保全型農業への取組等の増加面積		1	1	100.0%
		土地改良施設に係る関係者の自然環境の保全・再生に対する意識の変化		9	9	100.0%
		遊休農地の解消面積	ハード	7	7	100.0%
		担い手への農地利用集積率等の増加分		7	7	100.0%
		農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の増加面積		94	91	96.8%
		基盤整備事業の着手までの年数		31	26	83.9%
		農用地が集団化される割合		10	7	70.0%
堆肥の農地施用の増加、化学肥料の使用料の低減、農薬の使用料の低減		1		1	100.0%	
自然環境の保全・再生等に向けた取組の増加	8	8	100.0%			
中山間地域等の振興	森林・農用地の保全事業の実施面積の増加率	ソフト	-	-	-	
	未利用資源を活用した新事業創出等に伴う実需者との契約数の増加率		2	2	100.0%	
	地域外からの入込客数の増加率		7	6	85.7%	
	地域産物の販売額の増加率	ハード	9	3	33.3%	
	地域内人口の増加		2	1	50.0%	
	地域外からの入込客数の増加率		6	5	83.3%	
	事業実施地区内における耕作放棄発生防止		11	10	90.9%	
地域設定指標	農村の振興	共通	6	3	50.0%	
	G・T、都市農業の振興		51	43	84.3%	
	農業生産の基盤の整備		95	88	92.6%	
	中山間地域等の振興		17	15	88.2%	
	合計		534	474	88.8%	

*) 1計画で複数の成果指標を掲げ事業を行っており、計画数と一致しない場合がある。

4. 改善計画の提出状況

事後評価の結果、計画に定める目標を達成できなかった計画主体は、改善計画を作成し、国及び都道府県に提出することとなっており、未達成計画52計画中その理由が計画主体の責に帰せない2計画を除く、50計画のすべての計画主体が改善計画を作成、提出済みであり、改善に向けた取組を行っている。

今後は、改善計画が確実に実行されるように、都道府県と共に計画主体に対して、目標達成に向けた指導・助言を行う。

農政局名	未達成計画数	改善計画提出済計画数
北海道	4	3
東北	10	10
関東	11	11
北陸	5	5
東海	3	3
近畿	2	2
中国四国	10	9
九州	6	6
沖縄	1	1
全国	52	50

*)北海道1計画、愛媛県1計画において、達成できなかった要因が計画主体の責に帰せない場合に該当すると判断し、改善計画の提出は必要ないものとした。

5. 改善計画の目標達成年度

計画主体から提出された改善計画(50計画)に定めている目標達成年度は以下のとおり。

国は、毎年度各計画主体より改善計画の取組状況について報告を受けるとしており、目標が達成されるまで、その取組状況を適切に把握する。

目標達成年度	改善計画数
平成20年度	17計画
平成21年度	12計画
平成22年度	19計画
平成23年度	2計画

亀尾地区（北海道函館市）元気な地域づくり計画の成果概要

地域づくりの目標

交流ふれあい活動を通じた都市農業の振興

数値目標

都市農地の利活用面積の増加

0㎡(H16) → 2,000㎡(H19) 2,000㎡の増加

計画に

都市住民との交流による地域活性化

北海道函館市内にある亀尾地区については、農業者の高齢化及び後継者不足から、地域農業の維持が難しくなっており、地域の活力も低下していた。

このため、地域農業者の主体的な活動を基本としながら、市及び関係団体が支援及び指導することにより、都市と農村の交流ふれあい活動を展開し、都市住民の農業への理解を深めてもらうことで、地域農業の振興と地域の活性化を目指した。

取組活動の

都市住民との交流促進

函館市が事業主体となり、平成17年度に都市住民の農業への理解の促進や亀尾地区のPRを図るため、都市住民を対象とした「田植え体験」、「草刈り体験」、「稲刈り体験」、「脱穀体験・試食会」を1回ずつ開催。

なお、各体験等については、亀尾地区の農業者（亀尾年輪の会）が中心となり指導を実施。



達成状

0㎡(H16) → 2,000㎡(H19)

目標の達成率は100%



目標達成の

地域農業に対する都市住民の理解の促進

一般公募及び学校単位の募集で計200名が参加した中で、年間4回の体験会実施で、延べ747名の都市住民が地域農業者らとの交流を行い、「市街地近傍にこのような素晴らしい農村風景が広がる地域があるとは知らなかった。」という声が多々寄せられるなど、実施内容・地域環境ともに非常に好評を得ることができた。

今後の展望

- 本事業の翌年度以降、函館市が事業主体となり、本地区に市民農園・体験農園を整備し、都市住民と地域農業者の交流を継続的に行うこととなる。

岩手県八幡平市荒屋地区元気な地域づくり計画の成果概要

地域づくりの目標

地域資源の有効活用と地域活性化のため
のグリーン・ツーリズム推進

数値目標

農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加率
2,432人(H16) → 5,400人(H19) 2,968人の増加

計画に至る背景

地域資源の活用による総合交流

安代地区の基幹産業は農業であり、花卉や葉たばこ、野菜等の生産が盛んである。昭和56年に安比高原スキー場がオープンしてからは観光客が増加し、民宿やペンションを運営する農業者が増え、同地区の経済発展に寄与してきた。しかし、平成4年をピークにスキー客が減少に転じたことから、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの推進に力を入れ、都市住民との交流に積極的に努めている。地区の小学校が統廃合されるにあたり、住民の要望もあって、廃校を活用した総合交流施設の設置を計画した。

取組活動の概要

平成17年度、住民有志が元気な地域づくり交付金を活用し、旧五日市小学校を改修。障害者やお年寄りも楽しめるユニバーサルデザインの宿泊施設として平成18年3月に開設した。



希望の丘



車椅子移動もエレベーターで



楽々電動ベッド



ユニバーサルデザインのバス

達成状況

2,432人(H16) → 7,958人(H19)
目標の達成率は 186.07%
(2,968人の増加目標に対し、5,526人の増加)

目標達成の要因

都市農村交流の積極推進

ユニバーサルデザインの体験型宿泊施設として、障害者やお年寄りも楽しみ利用者には好評である。

体験メニューも豊富で、そば打ちやもちつき、農林業や山仕事等、地域のお年寄りたちが協力して取り組むなど、地域の活性化につながっている。

また、宿泊施設運営は、地域の雇用機会を創出するとともに、体験学習受入の副収入により所得が増加する等、地域経済発展にも貢献している。



今後の展望

交流人口や、施設宿泊者数は徐々に増加している。

今後は、宿泊者数を増加させるために、八幡平市の素晴らしい自然環境と多種多様な農業生産活動、地域文化をいかし、宿泊を通じて満足していただけるようなメニューの開発のため地域資源の発掘に努める。

せんまや
岩手県一関市千厩地方元気な地域づくり計画の成果概要

地域づくりの目標

地域の立地特性を生かした収益性の高い農林業の確立による地域の活性化

数値目標

地域産物（小ぎく）の販売額の増加
243,348千円（H16）→ 483,000千円（H19）
239,652千円の増加

計画に至る背景

地域重点品目小ぎくの生産技術向上と生産拡大

本地区では基幹品目の葉たばこが減廃作されることとなり、新たな高収益作物の導入が課題となっていた。このことから、小ぎくなどを新たな重点品目に位置づけ、作付拡大を図ってきた。

作付拡大を実現するには、新規作付者の生産技術の早期習得と、出荷量の増大に対応した専用の予冷庫の整備が必要であり、これら生産・出荷体制整備を進めることにより、小ぎく産地の確立を図ることとした。

取組活動の概要

平成17年度、いわい東農業協同組合が農林水産物集出荷施設（小ぎく予冷庫1棟495㎡）を整備。

生産者が出荷した小ぎくを予冷することにより、市場セリ日までの最大3日間の保管・品質保持が可能となり、首都圏など大消費地への市場出荷に不可欠な流通基幹施設として活用されている。



観賞用に栽培される。小菊は菊花の小さいもの。岩手県一の栽培面積と販売額を誇る。関東、大阪、名古屋方面に出荷されている。



達成状況

243,348千円（H16）→ 468,225千円（H19）
目標の達成率は93.84%
（239,652千円の増加目標に対し、224,877千円の増加）

目標未達成の要因

転作田を活用した栽培面積は順調に伸び（0.45ha→7.3ha）、A級品率も向上した（91.00%→97.20%）ものの、天候不順の影響で計画より収穫数量が減少したため、目標の達成には至らなかった。

今後の改善方策

新規作付者の増加には成功したものの、栽培経験が少ない者が多いことから、今後は、収量安定化、品質向上などのための技術向上に取り組む。

- 生産面：単収の向上（基本作業の徹底）、品質向上（適切な防除等）、栽培団地育成
- 販売面：長期安定出荷（10月咲き品種推進）、有利販売（予約相対取引比率の向上）



収量安定化、品質向上に向けた取組

とみうら 千葉県富浦地区(南房総市)元気な地域づくり計画の成果概要



地域づくりの目標

フルーツをテーマとして新たな観光客を誘致、
地域の特性を活かした郷づくり

数値目標

交流人口(施設利用者数)の増加

61.5万人(H16) → 68万人(H19) 6.5万人の増加

計画に至る背景

地域資源を活用した地域活性化

本地区における農業は果樹と花卉が中心となっており、特に枇杷については「房州びわ」のブランドとして知られる。

道の駅とみうら(愛称:枇杷倶楽部)は、平成5年に完成したが、13年度をピークに利用者が減少傾向にあったため、施設をリニューアルし魅力をアップさせ、ピーク時の交流人口(13年:利用者数67.6万人)を目指すこととした。

取組活動の概要

未利用資源の有効活用

平成17年度に南房総市が施設の再整備と枇杷葉茶製造工場を整備した。

これにより、地域の特産品を使った料理体験が可能となり、また、約250年の歴史がある枇杷生産について史料の展示が可能となり、地域の皆様にも愛される施設となった。さらに、これまで未利用資源であった剪定の際に出る葉や枝を使った新規商品の開発が可能となった。

なお、特産のびわを原料としたブランド商品の開発や観光会社・農業者・商工業者等の連携による新しい集客交流モデルの構築などが評価され、「農工商連携8選」に選定された。



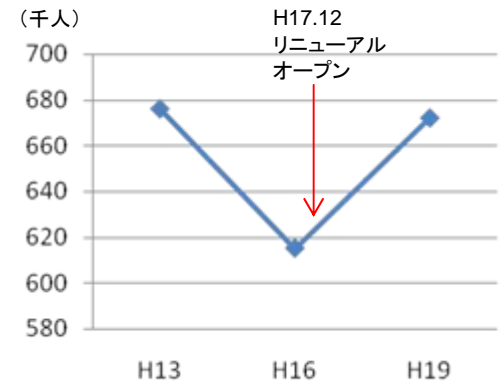
達成状況

61.5万人(H16) → 67.2万人(H19)

目標の達成率は87.70%

(6.5万人の増加目標に対し、5.7万人の増加)

目標としていた利用者数には届かなかったが、減少傾向に歯止めがかかった。



未達成の要因

繁忙期の休日において、駐車スペースが需要に対応しきれなかったこと。

近隣に農産物やおみやげ物を扱う民間の施設が2か所できたことにより、客が流れたこと。

今後の改善方策

- 隣接地を臨時駐車場として借り受けることで、繁忙期における駐車場不足への対策とする。
- JR東日本との連携を強化し、食事や体験活動をセットにした日帰りプラン等の提供に取り組む。
- うみほたるや幕張のPAに枇杷倶楽部の商品を扱うコーナーを設置し、販売強化を図る。

新潟県上越地区元気な地域づくり計画の成果概要

地域づくりの目標

高齢者・女性等が住みやすい環境づくり
と生がいきづくりを行い、人口の流出を防ぐ
地域内人口 4,172人の転出人口を減少させる。
32.4人(H17)であった転出者を、24.3人(H19)にとどめる。

計画に至る背景

新たな定住対策が必要

これまでの、若者を中心とした定住対策だけでなく、様々な経験や技術を持つ高齢者の転出を防ぐことで、定住人口を確保する。

このため、高齢者の持つ能力を生かしたコミュニティ活動、特に女性や若者等の地域文化の伝承活動を促進し、若者から高齢者までの幅広い年齢層がいきいきとらせる地域づくりを図ることとした。



新潟県上越市位置

取組活動の概要

コミュニティ活動の拠点となる施設を整備

平成17・18年度、上越市が高齢者・若者等活動促進施設(1棟600㎡)を整備。

当施設は生きがい発揮の拠点施設として26団体、3個人が活用し、余暇活動や生涯学習、地域コミュニティの活性化に寄与している。

また、越後田舎体験推進協議会と連携した事業展開を図り、料理を楽しむ会を共催したり田舎体験事業で来訪する児童生徒の農作業体験などを受け入れている。



達成状況

転出者を24.3人(H19)にとどめる目標に対して、21.0人(H19)にとどめる結果となった。
目標の達成率は135.0%

目標達成の要因

本施設において、越後田舎体験推進協議会等と連携し、食、農、工芸、自然観察、民泊などのインストラクターを養成・育成し、これらインストラクターの活動を側面的支援することにより、高齢者や女性の生きがい発掘が図られた。

また、インストラクターも主体的な活動が芽生え始めており、相乗効果により地域コミュニティの活性化が促進されたため。



門松づくり体験研修

今後の展望

- 人口の増加につなげるためには、若者の生きがい発掘も必要であり、また、育成したインストラクター個々の所有する技術を継続的にどう生かし、生きがいに変えていくかが課題となる。
- 越後田舎体験推進協議会をはじめとするグリーンツーリズム推進団体等との連携を図りながら、伝統技術や技能を発揮できる場の一層の創出に努める必要がある。

石川県珠洲地区元気な地域づくり計画の成果概要

地域づくりの目標

農業経営の安定と豊かで魅力ある農村づくり

数値目標

担い手への農地利用集積率の増加

0.0% (H16) → 27.4% (H19)

計画に至る背景

担い手の育成による生産性の向上

本地区は、能登半島の先端に位置し、農業以外に主産業がなく、過疎化・高齢化の急速な進行に伴い、農業後継者不足と地域内活力の低下が課題となっていたことから、農地の利用集積と大型機械による低コスト農業を目指した大区画ほ場整備と、既存ほ場の営農効率と品質向上を目的とした農業施設整備を図ることとした。



石川県珠洲市位置

取組活動の概要

土地の利用調整とほ場整備

平成17年度に珠洲市土地改良区が出し手・担い手・地元委員会による土地利用に係る調整を進めると共に、関連事業として石川県による県営ほ場整備事業を実施した。

写真は、ほ場整備に先立つ埋蔵文化財調査。



「木製笠塔婆」「木製板碑」出土調査区(B区正面中央)

達成状況

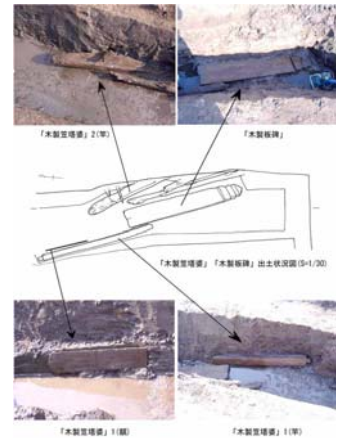
0.0% (H16) → 19.9% (H19)

目標の達成率は72.63%

(27.4%の増加目標に対し、19.9%の増加)

目標未達成の要因

土地利用に係る調整については、順調に推移していたが、関連する県営ほ場整備において埋蔵文化財の調査が当初予定以上に長期間を要したことから、ほ場整備が進まず実質的農地利用集積の目標達成ができなかった。写真は、出土した木製笠塔婆と木製板碑。



今後の改善方策

○現在、埋蔵文化財の調査は終了しており、ほ場整備は順調に推移し、併せて担い手への農地利用集積も進んでいる。

平成22年度のほ場整備完了に向けて大規模かつ機械化作業体系により、担い手農家による低コスト経営確立を目指し、更なる担い手への農地利用集積面積の増加を図る。

兵庫県塩屋・矢柄地区(南あわじ市)元気な地域づくり計画の成果概要

地域づくりの目標

低地帯における野菜の高品質、安定生産を目指す。

数値目標

担い手への農地利用集積率の増加
29.0% (H16) → 39.0% (H19)

計画に至る背景

干拓地域における、野菜の安定生産

本地区は江戸時代までは干潟であったが、長年の干拓事業で農地を造成し、昭和40年代に低地対策事業により排水機場を設置したことにより野菜の生産が可能となり、現在では玉ねぎを基幹とし、レタス・白菜・キャベツ等と水稻を組み合わせた、県下でも有数の三毛作農業を展開している。

しかし近年は、農産物価格の低迷、担い手不足から生産意欲の低迷傾向が見られる。

取組活動の概要

区画整理とともに担い手への農地利用集積を実施

平成17~19年度、南あわじ市が6.5haの区画整理を実施した。

また、区画整理に伴い既設の高付加価値施設(玉ねぎ乾燥用小屋)の集団化や耐久性畦畔(コンクリート畦畔)の改修を実施し効率的な営農に寄与している。



達成状況

29.0% (H16) → 50.2% (H19)
目標の達成率は212.0%
(10.0%の増加目標に対し、21.2%の増加)

県内位置図



農地集積状況

区画整理を契機とした地域づくり

良好な田園風景構築のため、排水路敷にサザンカの植栽を実施。



目標達成の要因

関係者の連携による調整

農地集積については、農地の流動化のための換地等調整及び啓発活動等により、担い手農家への集積・規模拡大と担い手農家の増加につながった。

景観配慮については、区画整理が契機となり、地元の田園風景への関心が高まり、市と協同で植栽を実施した。

今後の展望

より一層安定的な農業生産を目指すことが必要であり、効率的かつ安定的な農業経営の継続を目指す。



くにさき
吉松地区(大分県国東市)元気な地域づくり計画の成果概要



地域づくりの目標

遊休農地を解消し、地域の環境保全と地域資源を生かした活力ある農業・農村づくり

数値目標

土地条件整備による遊休農地の解消面積

—(H16) → 2.2ha (H19)

計画に至る背景

農地の再利用と山菜生産による地域住環境の保全

本地区は、農村集落の環境保全に取り組んできた。しかし丘陵地にかつて存在していたミカン園の殆どが荒廃園となり、地域集落の景観・環境を阻害している状況にあり、その対策が大きな課題であった。

このため①傾斜の少ない荒廃園の再造成、②造成地に「山菜・つわぶき」を植栽し、農地の再利用と山菜の生産・販売で所得の向上を図り、「地域住環境の保全」の確立を目指した。

取組活動の概要

土地条件整備と山菜生産による遊休農地の解消

平成17年度に地元生産組合が障害物の撤去・整地・客土等土地条件整備を実施し、遊休農地(荒廃園)を農地に復活し、山菜類の植栽・加工・販売をする事によって、地域内に雇用が生まれ、所得の向上や地域住民の共同活動の場が出来たことから、地域の活性化が図られた。

また農地の管理がおこなわれるようになった事で景観が向上し、地域の環境保全が図られている。



整備後の植栽状況

達成状況

—(H16) → 2.44ha (H19)
目標の達成率は110.91%
(2.2haの解消目標に対し、
2.44haの解消)

目標達成の要因

地区全体の合意と、高齢者・女性が従事できる生産販売

①地区全体の合意と地権者の協力。②「山菜生産組合」が早急に組織化でき、推進体制も確立したこと。③順調に目標面積が造成でき、「つわぶき」の植栽が完了したこと。④作物が「軽量」であり、高齢者・女性が生産・加工・販売に従事できたこと。



地域住民による出荷状況

今後の展望

○加工に手間がかかり生産量に販売準備が間に合わない状況になっている。
○加工の処理工程を簡略し、調理方法等を紹介した紙を添付することで「つわぶき」の販路を拡大したい。



元気な地域づくり交付金（新規） ～ 地域の創意と工夫を活かした「元気な地域づくり」の支援 ～

1 趣 旨

- (1) 農山漁村は、食料等の生産の場のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有していることから、地域住民の生産・生活の場としてはもとより、都市住民にも開かれた国民共通の財産として次世代に継承していく必要がある。
- (2) こうした農山漁村の活性化を図るためには、地域内外のニーズを踏まえながら、①農林水産業を核とした地域経済の活性化等を進める「立ち上がる農山漁村・地域再生の推進」、②「魅力ある農山漁村づくりの推進」、③「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進」など、地域自ら考え行動する取組を支援することが重要である。
- (3) このため、地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史など多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種ソフト・ハード施策を総合的に支援する「元気な地域づくり交付金」を創設するものである。

2 交付金の仕組み

- (1) 従来、個別事業ごとに策定していた事業の計画を「元気な地域づくり計画」に一本化。その中で、地域の実情に応じた成果目標を達成するため、ソフトからハードまでの多様なメニューから必要な事業内容を幅広く選択可能。
- (2) 国が示すメニュー以外でも、地域が成果目標を達成するために必要であると提案し、都道府県知事が認めた独創的な施策については、一定の範囲内で支援の対象とすることが可能。
- (3) 事前審査は簡素化し、事業実施後に成果目標が達成できたかを厳しくチェックするなど事後評価を重視。
- (4) 地方は、採択された計画内容に沿って国から配分された予算をどのように配分するかを決定できるなど、事業実施における地方の裁量を高める。

3 事業内容

農山漁村の活性化に資する以下の施策を総合的に支援する。

- (1) **農村の振興**
農業、農村の活性化に資する施設の整備や地域住民など多様な主体の参画による取り組みや地域づくりを支援することにより、魅力あるむらづくりを推進
- (2) **グリーン・ツーリズム、都市農業の振興**
グリーン・ツーリズムや都市農業を通じた市民農園等による交流・ふれあい活動を推進
- (3) **農業生産の基盤の整備**
地域の創意工夫を活かし、きめの細かい生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策を支援することにより、優良農地及び農業用水等を確保するとともに、生産性の向上等を促進
- (4) **中山間地域等の振興**
山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進

4 実施主体等 農業者の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、市町村、都道府県等

5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

6 補助率 定額

7 平成17年度予算（平成16年度予算額） 46,606,902（一）千円

【担当課：農村振興局地域振興課】

必須指標について

目的	区分	目 標	成果指標	単位	定 義
農村の振興	ソフト	農村における地域住民等が主体となった取組の増加	事業を契機とした地域活動数	回	事業の実施を契機とした地域住民、地域団体等により実践される新たな地域活動の回数
			コミュニティビジネスの活動数の増加、販売額等の増加率	回、%	事業の実施を契機とした農業に関連したコミュニティビジネスの活動数や組織される団体の増加数、事業実施前後の農業に関連したコミュニティビジネスの販売額、雇用者数又は入込客数の増加率
	ハード	農村における情報受発信量の増加	地域の情報受発信量	B (バイト)	事業実施地域における世帯数当たりのインターネット情報受発信量
		農村景観を活かした取組の増加	農村景観に関する活動数	回	事業の実施を契機とした新たな農村景観の維持保全・利活用等の活動の回数
グリーン・ツーリズム、都市農業の振興	ソフト ハード 共通	グリーン・ツーリズム交流人口の増大	農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加率	%	都市農山漁村交流を目的に市町村農協等が補助事業等により整備し、運営管理する宿泊施設と農家民宿の宿泊者数の増加率
			都市農山漁村交流施設等における滞在者数（宿泊者数を除く）の増加率	%	都市農山漁村交流を目的に市町村、農協等が補助事業等により整備し、運営管理する施設等の滞在者数（宿泊者数を除く）の増加率
		交流・ふれあい活動を通じた都市農業の振興	都市農地の利活用面積の増加	m ²	都市住民のニーズである交流ふれあいや理解増進の場等の利活用面積
農地基盤整備	ソフト	遊休農地の解消	遊休農地の解消等の面積	h a	地区における遊休農地の実態等の調査対象面積及び各活動による遊休農地解消面積
		担い手への農地利用集積	担い手への農地利用集積率等の増加分	%	計画前後の地区内に占める担い手への農地利用集積率等の増加分
		環境保全型農業の推進	環境保全型農業への取組等の増加面積	h a	計画前後における当該地区の取組等の増加面積
		自然環境の保全・再生	土地改良施設に係る関係者の自然環境の保全・再生に対する意識の変化	%	計画前後における土地改良施設に係る関係者の自然環境の保全・再生に対する意識の変化（アンケート調査により情報取得）
	ハード	遊休農地の解消	遊休農地の解消面積	h a	土地条件整備による遊休農地の解消面積
		担い手への農地利用集積	担い手への農地利用集積率等の	%	計画前後の地区内に占める担い手への農地

			増加分		利用集積率等の増加分
		農業用排水施設等の機能の確保	農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の増加面積	h a	計画前後の農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の増加面積
		基盤整備事業の着手	基盤整備事業の着手までの年数	年	計画後、基盤整備事業の着手までの年数
		農用地の集団化	農用地が集団化される割合	%	事業実施により地区内の分散した農地が集団化される割合
		環境保全型農業の推進	堆肥の農地施用の増加、化学肥料の使用量の低減、農薬の使用量の低減	kg/ha	事業を契機とした環境保全型農業の取り組みにおける面積当たりの以下の量（いずれか1つ以上を設定） ・堆肥の農地施用量 ・化学肥料の使用量 ・農薬の使用量
		自然環境の保全・再生	自然環境の保全・再生等に向けた取組の増加	ヶ所	事業実施地区内における環境創造に資する整備取組数
中山間地域等の振興	ソフト	効率的な森林・農用地等の保全事業の実施面積の増加	森林・農用地の保全事業の実施面積の増加率	%	地域内の計画時の森林・農用地保全事業の実施面積に対する目標年度における実施面積の増加率
		未利用資源を活用した新事業創出等に伴う実需者との契約数の増加	未利用資源を活用した新事業創出等に伴う実需者との契約数の増加率	%	地域内の計画時における未利用資源を活用した新事業創出等に伴う都市部消費者・企業等との契約件数に対する目標年度の契約件数の増加率
		交流人口の増加	地域外からの入込客数の増加率	%	計画時の地域外からの入込客数に対する目標年度における入込客数の増加率
	ハード	地域産物の販売額の増加	地域産物の販売額の増加率	%	地域内の計画時農林水産物販売額に対する目標年度におけるの販売額の増加率
		定住人口の確保	地域内人口の増加	%	地域内の計画時人口に対する目標年度の人口増加人数（施策効果分）の割合
		交流人口の増加	地域外からの入込客数の増加率	%	計画時の地域外からの入込客数に対する目標年度における入込客数の増加率
		耕作放棄の防止	事業実施地区内における耕作放棄発生の防止	%	目標年度における事業実施地区内耕作面積の計画時耕作面積に対する割合 事業実施地区内の計画時耕作面積に対する目標年度における耕作面積の割合

お問い合わせ先

地域の裁量を重視する観点等から、「元気な地域づくり計画」の承認は都道府県知事が行うことになっておりますが、事業内容等ご不明の点がございましたら、お気軽にお近くの地方農政局等にもお問い合わせください。

東北農政局

住 所:仙台市青葉区本町3-3-1
担当部局:整備部 地域整備課 中山間指導係
電話番号:022-263-1111(内4461)

関東農政局

住 所:さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
担当部局:整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号:048-600-0600(内3418)

北陸農政局

住 所:金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
担当部局:整備部 地域整備課 中山間指導係
電話番号:076-263-2161(内3577)

東海農政局

住 所:名古屋市中区三の丸1-2-2
担当部局:整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号:052-201-7271(内2682)

近畿農政局

住 所:京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
担当部局:整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号:075-451-9161(内2566)

中国四国農政局

住 所:岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
担当部局:整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号:086-224-4511(内2652)

九州農政局

住 所:熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
担当部局:整備部 地域整備課 山村振興係
電話番号:096-353-3561(内4673)

沖縄総合事務局

住 所:那覇市前島2-21-7
担当部局:農林水産部 経営課 地域振興係
電話番号:098-866-0031(内362)

農林水産省

住 所:千代田区霞が関1-2-1
担当部局:農村振興局 整備部 地域整備課 企画係
電話番号:03-3508-8111(内4960)

* 個々の事業の実施基準等については実施要綱・実施要領等をご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/nouson/sub/koufukin.html>

元気な地域づくり交付金

～ 地域の創意と工夫を活かした「元気な地域づくり」の支援 ～



元気な地域づくり交付金とは

地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史など多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援します。

農山漁村の活性化に資する事業の幅広いメニューを助成対象

農村の振興

情報化の推進や景観の保全など、農業・農村の活性化に資する施設整備を通じた地域づくりを支援



グリーン・ツーリズム、都市農業の振興

グリーン・ツーリズムや都市農業の振興に向けた市民農園などの交流・ふれあい施設等の整備を支援



農業生産の基盤の整備

地域の創意工夫を活かした、きめの細かい生産基盤の整備・保全等を支援



中山間地域等の振興

地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興など、個性ある地域づくりを支援



地域提案メニュー

地域が目標達成に必要であると提案し、都道府県知事が認めた独創的な取り組みを支援

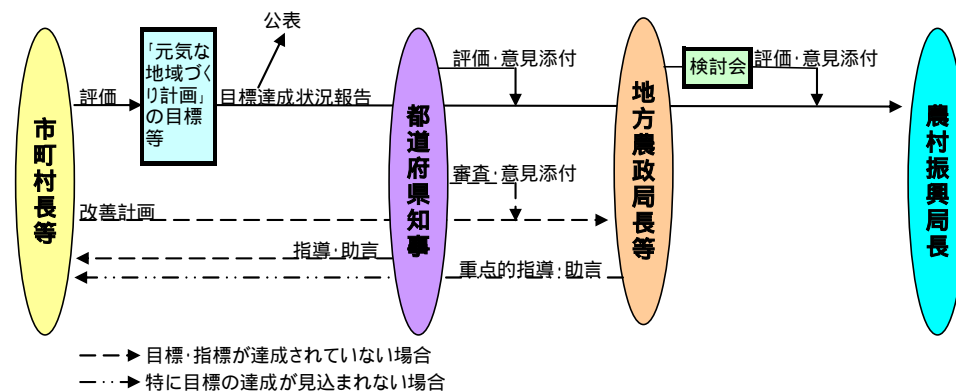
地域の創意工夫による元気あふれる農山漁村の実現

事後評価とは

「入り口重視から出口重視」の観点から、元気な地域づくり計画の策定主体の市町村等には「元気な地域づくり計画」の目標年度及び中間点検での達成状況を確認していただきます。

【事後評価】

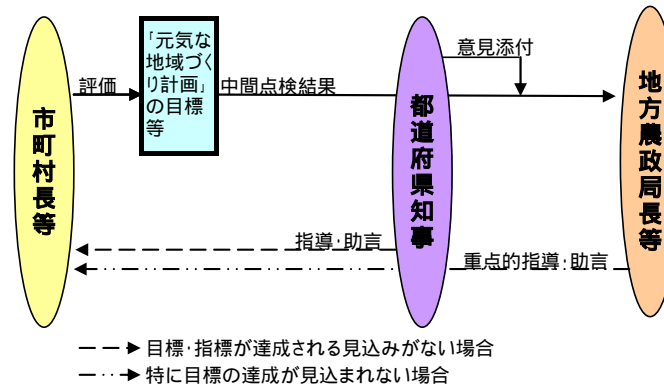
計画期間終了の次年度当初に実施。



指導措置をもっても改善の兆しがない場合、改善が見込まれるまでの間、同一市町村に対する交付金の交付を見合わせる場合があります。

【中間点検】

計画期間が4年以上ある場合、3年度目の年度末に実施。



計画期間内に目標達成が見込まれない場合、当該計画に係る交付金の残額の交付を見合わせることもあります。

元気な地域づくり計画とは

元気な地域づくり交付金の交付を希望する市町村等は、3～5年後の地域のめざす姿を、地域独自の視点から数値目標の形で明確化する「元気な地域づくり計画」を作成していただきます。

地区元気な地域づくり計画(イメージ)

テーマ

四季を通じて都市住民が訪れることのできる魅力ある郷づくり

目標

住民参加型活動の促進
地域に訪れる都市住民をターゲットにした新たな特産品の開発

テーマ及び目標設定の考え方もあわせて記載してください

指標(数値目標)

……………国があらかじめ提示する「必須指標」と、必要に応じて地域が独自に設定する「地域設定指標」を作成して下さい。

遊休農地の解消面積(必須指標)	5 ha
地域農産物の販売額の増加率(必須指標)	30%
都市住民ボランティアの登録人数(地域設定指標)	100人増

施策

……………事業期間は原則1～3年間、やむを得ない場合等5年間まで可

遊休農地を解消するためにボランティアを募集 (基幹メニュー) 【農業生産の基盤の整備】
 特産品を開発し、訪れる方に提供する施設の整備 (基幹メニュー) 【中山間地域等の振興】
 都市住民が農作業を行うための農業機械の導入 (地域提案メニュー)
 地元組織の法人化に向けた取り組みへの支援 (関連事業)

その他計画に対する住民意見の配慮状況等を記載します。なお、計画は公表してください。

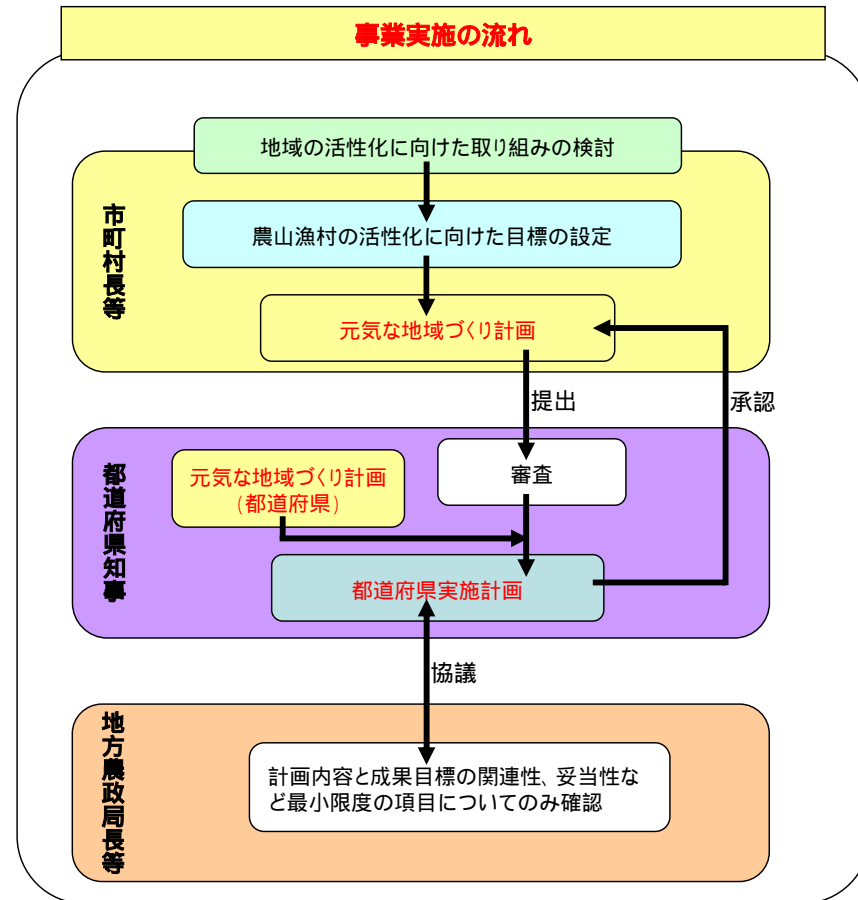
📌 元気な地域づくり計画の計画主体は、市町村、都道府県です。

📌 元気な地域づくり計画の承認は都道府県知事が行います。地方農政局等は計画内容と成果目標の関連性、妥当性など最小限度の項目についてのみ確認を行います。

📌 元気な地域づくり計画に記載した「目標・指標」を変更もしくは廃止や追加する場合は、地方農政局への協議が必要です。

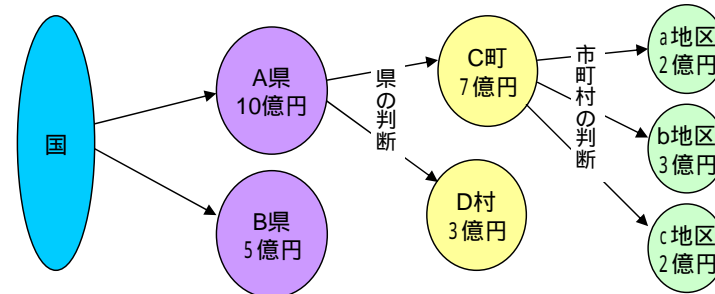
📌 元気な地域づくり計画に記載した「事業期間」を延長する場合、「計画地域の区域」を変更する場合、「事業内容」を新設したり追加する場合は地方農政局等への報告が必要です。

事業実施の流れ



📌 国は、都道府県実施計画に掲げられた指標ごとの目標水準等を踏まえ、元気な地域づくり計画の順位付けを行い、配分枠を提示しますが、各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量によります。

【例】



基幹メニュー

【農村の振興】

メニュー	
美の田園復興	良好な農村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の改修 ・農地及び土地改良施設 ・生活環境施設 ・周辺施設
情報基盤整備	情報通信ネットワークを構築及びケーブルテレビ施設の整備 ・地域情報センター施設の構築又は改築 ・情報検索・送付装置、画像符号化設備及び伝送設備の設置又は改造・更新 ・線路設備、監視装置及び測定器の設置又は改造・更新
【事業実施主体】 都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合 等	
【交付率】 定額(1/2以内、1/3以内 等)	

【グリーン・ツーリズム、都市農業の振興】

メニュー	
やすらぎ空間整備	・都市農村交流促進施設 ・市民農園 ・廃材・廃屋改修交流施設 ・水辺修景・景観保全施設
都市農業振興条件整備	都市交流基盤整備 ・土地基盤整備 ・農村生活環境基盤整備 ・農村交流基盤整備 都市農業共生・対流推進条件整備 ・簡易な基盤整備 ・ふれあい交流施設整備 ・防災設備整備 ・都市農地保全整備 ・市民農園等整備 都市農業維持保全条件整備 ・農業用排水施設等の改修 ・防災施設
【事業実施主体】 都道府県、市区町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人 等	
【交付率】 定額(1/2以内 等)	

地域提案メニュー

メニュー	
基幹メニュー以外の施策であって、必須指標及び地域設定指標の達成に真に必要な施策として都道府県知事が認めたもの。	
【事業実施主体】 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体 等	
【交付率】 (基幹メニューを補完する位置づけで行われる取組) 基幹メニューの交付率 (その他、目標の達成に必要なと認められる取組) 定額(4/10以内 等)	

【農業生産の基盤の整備】

メニュー	
遊休農地解消対策活動促進支援	・指導・助言活動 ・啓発普及活動
遊休農地再生活動実践スタート支援	・調査活動 ・調整活動
援農ボランティア活動支援	・ボランティアの募集 ・説明会の開催 ・研修会の開催 ・ボランティアの実践活動
遊休農地活用土地条件整備	・障害物の撤去 ・深耕、整地、客土 ・暗きょ排水、かんがい排水 ・農道の整備 ・土壌改良剤の投入 ・市民農園区画及び附帯施設の整備 ・自主的再生整備 ・有害獣進入防止柵の設置
基盤整備促進	農業生産基盤整備 ・農業用排水施設、暗きょ排水 ・農道、客土、区画整理、土壌改良、交換分合 ・農地造成、農用地保全 農村生活環境基盤整備 ・営農飲雑用水施設 ・農業集落道 ・防災安全施設 農業経営高度化支援 ・高度土地利用調整支援 ・高度経営体集積促進支援 ・耕地利用高度化推進支援 ・地形図作成 農用地等集団化 ・換地計画 ・集落整備地域換地設計 ・経営体育成促進換地等調整 ・交換分合 ・交換分合附帯農道等整備
地域環境保全型農業推進	農業生産基盤整備 ・農業用排水施設、暗きょ排水 ・農道、客土、区画整理、土壌改良、交換分合 ・土壌浸食防止 ・肥培かんがい施設 ・農用地の改良又は保全 ・土づくり施設整備 水質保全施設整備 ・浄化処理施設 ・農業集落排水施設 ・営農飲雑用水施設 生態系保全施設 効果検証・情報発信体制整備 ・産地管理施設 ・情報発信体制整備
田園自然環境保全	環境創造型整備 ・生態系保全施設 ・景観保全施設 地域資源保全整備 ・土地改良施設保全 ・農地保全 ・農業生産基盤 ・生活環境基盤施設 地域住民生活活動促進環境整備 ・交流活動基盤施設 ・土地改良施設等周辺環境 戦略的畑地農業振興整備 ・既存の基盤ストックの補完的・追加的整備 農地情報整備 ・整備された農地・農業用施設等の農地情報の整備
【事業実施主体】 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体 等	
【交付率】 定額(1/2相当、土地改良法に基づく補助率相当 等)	

【中山間地域等の振興】

メニュー	
農林漁業の振興	農業生産基盤整備 ・区画整理 ・農用地造成改良 ・かんがい排水 ・農道及び連絡農道 ・農地等防災 農業生産施設整備 ・新規作物導入支援施設 ・育苗施設 ・穀類等乾燥製貯蔵施設 ・乾燥調製施設 ・農林水産物集出荷貯蔵施設 ・農林水産物処理加工施設 ・農林水産物直売・食材供給施設 ・地域資源循環活用施設 ・農林水産物運搬施設 ・飲雑用水等配管施設 ・高生産性農業用機械施設 ・農業経営改善安定機械施設 ・農業基盤整備用機械 ・新規就農者技術習得管理施設
就業所得機会の創出 山村と都市との交流促進	林業生産基盤整備 ・林道・作業路の開設改良 林業生産施設整備 ・林業機械施設 ・特用林産物生産施設 ・木材利活用促進施設 漁業生産施設整備 ・種苗生産・蓄養施設 ・水揚ろさばき施設 ・水産物冷蔵・保管施設 ・地域資源活用起業化施設 多面的交流促進施設整備 ・地域資源活用総合交流促進施設 ・体験農園施設 文化教育交流促進施設整備 ・子供等自然環境知識習得施設
里地棚田・自然景観等の保全推進	農林地利用・保全管理促進施設整備 ・小規模農林地等整備 ・総合鳥獣被害防止施設 集落機能・自然景観保全施設整備 ・景観保全定住促進施設整備 ・農山村景観・自然環境保全施設
定住促進生活環境の整備	里地棚田保全整備 ・農業生産基盤整備 ・土地改良施設等保全整備 ・保全活動基盤整備 ・集落道 ・簡易給水施設 ・簡易排水施設
高齢者・女性等生きがいの発揮促進	・高齢者等活動・生活支援促進機械施設 ・女性・若者等活動促進施設 ・健康管理等情報連絡施設
先進的な施設等整備	・経営的、技術的に斬新なもの
【事業実施主体等】 (対象地域) 山村振興法のほか、特定農山村法、過疎法、半島振興法及び離島振興法により指定された地域 等 (事業実施主体) 市町村、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、第3セクター、PFI事業者 等	
【交付率】 定額(1/2以内 等)	



地域提案メニューに係る交付額の上限は、都道府県ごとに交付額(新規承認計画分)の2割以内です。

上記メニュー以外に、整備事業を効率的かつ効果的に実施するために必要な企画・調整・調査等の活動も交付の対象となります(交付率:定額(1/2以内))。交付額の上限は、都道府県ごとに交付額(遊休農地対策のソフト活動経費を除く)の1割以内です。